

第 7 9 号 議 案

中野区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 9 月 3 0 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

職員の旅費の種目及び内容等を改めるとともに、旅費の請求手続等に係る規定を整備する必要がある。

中野区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の旅費に関する条例（昭和２６年中野区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第１章 総則（第１条―第７条）

第２章 旅費の種目及び内容

第１節 通則（第８条）

第２節 交通費（第９条―第１２条）

第３節 宿泊費等（第１３条―第１５条）

第４節 転居費等（第１６条―第１８条）

第５節 その他の種目（第１９条・第２０条）

第３章 雑則（第２１条―第２７条）

附則

第２条第１項第１号を削り、同項第２号中「財務省令で定めるその」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和２５年大蔵省令第４５号。以下「省令」という。）第２条に規定する」に改め、同号を同項第１号とし、同項第３号を同項第２号とし、同項第４号中「在勤庁」の次に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同号を同項第３号とし、同項第５号中「区の」を「中野区（以下「区」という。）の」に改め、「若しくは任命権者が」の次に「あらかじめ」を加え、「（以下「人事委員会」という。）」を削り、「旅行し、又は住所若しくは居所を移転する者で任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められたものが、移転のため旅行する」を「旅行

する」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項第6号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしない」を「婚姻の届出をしていない」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 遺族 職員の配偶者、パートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の任命権者が定める者（以下「旅行者等」という。）であつて、区と旅行役務提供契約（旅行者等が区に対して旅行に係る役務その他の任命権者が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、区が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「又は」を「、又は」に、「その」を「当該」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 職員、その配偶者、パートナーシップ関係の相手方若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族
- (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

第３条第５項中「から第３項まで」を「、第２項及び第４項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「やむを得ない」を「任命権者が定める」に、「概算払を受ける」を「、概算払を受ける」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「から前項まで」を「、第２項及び前項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）」を削り、「その出発前に第４条第３項」を「次条第３項」に、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、」に、「において、」を「その他任命権者が定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた金額」を「なる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるもの」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「本特別区」を「区」に、「公務」を「、公務」に、「証人」を「、証人」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

- ３ 職員が前項第１号又は第４号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条各号若しくは第２９条第１項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職

等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第3条に次の1項を加える。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、区が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「掲げる区分」を「定める区分」に、「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に、「、旅行依頼」を「旅行依頼」に改め、同項第2号中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同条第2項中「電信」を「、電信」に、「かつ」を「、かつ、」に改め、同条第3項中「既に」を「、既に」に、「を変更（取消を含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「前項」を「、前項」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更する」を「、その変更をする」に改め、同条第4項中「旅行命令等を発し又はこれを変更するには」を「、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、」に、「よつてこれを」を「任命権者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して」に改め、同項ただし書中「旅行命令簿等による」を「、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする」に、「のないとき」を「がない場合に」に、「口頭により旅行命令等を発し又はこれを変更することができる」を「、この限りでない」に改め、「この場合においてすみやかに旅行命令簿等にその旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない。」を削り、同条第5項を次のように改める。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

つた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「公務上」を「、公務上」に、「変更された」を「変更を受けた」に改め、「この条において」を削り、同条第2項中「前項」を「、前項」に、「すみやかに」を「、できるだけ速やかに」に改め、同条第3項中「前2項」を「、前2項」に、「又は」を「、又は」に、「旅行命令等に従わない」を「、旅行命令等に従わない」に、「その」を「、当該」に改める。

第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのもので、次章に規定する旅費の種目及び内容に基づき、」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし、」に、「よつて旅行し難い」を「より旅行し難い」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の請求手続）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当

する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出担当者等は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、任命権者が定める。

第8条から第13条までを削る。

第2章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

（旅費の種目及び内容）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第2節 交通費

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、

最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第 10 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）

第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が 3 以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第 11 条 航空賃は、航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）

第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第 1 2 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第 8 0 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

第 3 節 宿泊費等

(宿泊費)

第 1 3 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、 1

夜につき、当該宿泊に要する費用の額又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）のいずれか低い額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

- (1) 内国旅行 省令別表第2の1の表区分の欄に掲げる区分に応じ職務の級が10級以下の者について同表に定める額
- (2) 外国旅行 省令別表第2の2の表区分の欄に掲げる区分に応じ職務の級が10級以下の者について同表に定める額
（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る省令別表第2に定める宿泊費基準額の合計額とする。
（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行 省令別表第3の1の表に定める額
- (2) 外国旅行 省令別表第3の2の表区分の欄に掲げる区分に応じ同表に定める額

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項

で定める定額の3分の1の額

- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、第1項に規定する額とする。ただし、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。
- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

第4節 転居費等

（転居費）

- 第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。
- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第5節 その他の種目

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数

料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

（死亡手当）

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者、パートナーシップ関係の相手方若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、930,000円とする。

第3章を削る。

第41条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「区以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に、「、不当に」を「不当に」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「人事委員会と協議して」を「任命権者が」に改め、第4章中同条を第24条とし、同条の前に次の3条を加える。

（退職者等の旅費）

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第42条中「職員について」を「、職員について」に、「が労働基準法」を「が同法」に、「みたない」を「満たない」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第26条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

第43条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「定めがある」を「定める」に、「外」を「ほか」に、「実施上必要なる」を「この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な」に改め、同条を第27条とする。

第4章を第3章とする。

附則第4項中「（昭和25年法律第261号）」を削り、「種類」を「種目」に改める。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の中野区職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の中野区職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した

場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（中野区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 中野区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年中野区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第3項中「車賃及び宿泊料」を「その他の交通費及び宿泊費」に改める。

（中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第4条 中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「種類」を「種目」に、「車賃、外国旅行日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に、「別表副区長、教育長及び常勤の監査委員の項」を「第3条第2項」に改め、同項ただし書を削る。

（中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「種類」を「種目」に、「車賃、外国旅行日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の9種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の8種」に、「別表副区長、教育長及び常勤の監査委員の項」を「第3条第2項」に改める。

（中野区長等の給料等に関する条例の一部改正）

第6条 中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「種類」を「種目」に、「車賃、外国旅行日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当」に、「別表に定めるところによる」を「中野区職員の旅費に関する条例（昭和26年中野区条例第17号）に規定する額とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊費の額については、同条例第13条各号中「職務の級が10級以下の者」とあるのは、「指定職職員等」とする。

第5条第4項中「（昭和26年中野区条例第17号。以下「旅費条例」という。）」を削る。

別表を削る。

（中野区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び中野区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 次に掲げる条例の規定中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改

める。

(1) 中野区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年中野区条例第17号）第4条第2項

(2) 中野区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例（昭和37年中野区条例第13号）第3条第3項
（選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年中野区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

（中野区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

第9条 附則第3条の規定による改正後の中野区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項及び第3項、附則第4条の規定による改正後の中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項、附則第5条の規定による改正後の中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条第3項、附則第6条の規定による改正後の中野区長等の給料等に関する条例第3条第2項及び第5条第4項、附則第7条（第1号に係る部分に限る。）の規定による改正後の中野区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項、附則第7条（第2号に係る部分に限る。）の規定による改正後の中野区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例第3条第3項並びに前条の規定による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第2項の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。